

農業経営統計調査の必要性と営農類型の見直しについて

1 調査の必要性

農業経営統計調査は、農産物の販売を目的とする農業経営体の年間の経営及び農畜産物の生産費の実態等を明らかにし、農業施策の策定・検証に必要な農業行政の資料を整備することを目的としている。

調査結果は、農業経営の実態を表す基本指標として、「食料・農業・農村基本計画」の下、望ましい農業構造の確立に向けた各種経営安定対策等の推進のために不可欠なデータであるほか、水田・畑作経営所得安定対策の交付金の算定や畜産物の生産者補給金単価の算定等に利用されている。

また、本調査のように農業経営の収支及び生産費の実態を詳細にみる統計は、他にはなく、行政記録情報としても整備されていない。

2 調査結果の具体的な利活用

(1) 営農類型別経営統計

- ・ 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等に基づき、農畜産物生産の確保と農家所得の安定に資することを目的に、物価やその他の経済事情を参酌して農畜産物の行政価格等が算定されており、この参酌する経済事情の一つとして本統計の農業経営収支や負債等の実態とその動向を利用。
- ・ 「国民経済計算」及び「産業連関表」において、農業部門の投入・産出の細目を推計する上で必要な項目について、積算基礎データとして利用。
- ・ 農業の持続的な発展、望ましい農業構造の確立のため、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進、これらの農地の利用集積及び経営安定対策の確立等関係諸施策推進に利用。 等

(2) 生産費統計

- ・ 麦、大豆、原料用ばれいしょ及びてんさいに係る諸外国との生産条件格差を補てんするための交付金算定に利用。
(農業の担い手に対する経営安定対策のための交付金の交付に関する法律)
- ・ 甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金算定に利用。
(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律)
- ・ 加工原料乳、牛肉、豚肉等の各種行政価格算定に利用。
(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、畜産物の価格安定に関する法律、肉用子牛生産安定等特別措置法、肉用牛肥育経営安定対策事業) 等

3 営農類型の見直し

- (1) 農業経営統計調査は利活用の面からも重要な基幹統計であるが、一方で、総人件費改革に伴う人員削減により農林水産統計職員が17年度4,132名から22年度2,228名に半減するため、①経営所得安定対策等の農政の重要課題に的確に対応するためマンパワーを集中化、②徹底したアウトソーシングを行い、調査の合理化を図ることにより対応することとした。
- (2) 具体的には、「農林水産統計の再構築」として、以下の一定の実施基準に該当するものに重点化し、それ以外については廃止等とする見直しを、すべての農林水産統計調査において行った。

この中で、基幹統計である農業経営統計調査についても、例外なく利活用面を踏まえた見直しを行い、実施基準に合致する利用がなかった営農類型別経営統計を統廃合することとしたところである。

(実施基準)

- ①農林漁業、農山漁村の基本的な状況の把握
- ②農産物の行政価格、各種交付金等の財政支出に直接利用
- ③基本計画における政策目標の策定・検証
- ④施策発動の根拠・判定基準（天災融資法の発動等）
- ⑤基本計画等で調査の実施を規定

- (3) この見直しについては、省内利用部局との協議・調整を行い、農林業センサス等研究会、2008年漁業センサス研究会への報告も行ったところである。

個別経営体の統合する営農類型は、「国民経済計算」及び「産業連関表」の積算の基礎データとして利用されているが、調査票の二次的利用による代替（その他に配置した標本を基に別途、集計結果の提供）での対応を検討していただくこととし、了解を得ているところである。また、組織経営体の廃止する営農類型は、個別経営体との比較・検証の利用に留まり、国民経済計算等の利用もないことを確認している。